



# 松本労基協

たより

2024.1.1 vol.78 一般社団法人 松本労働基準協会 松本市大字島内 3427-51 電話 0263-40-3600

令和6年 年間標語

「小さなヒヤリも 大事な気づき 声に出して災害ゼロ」

令和5年年末年始無災害運動

「健康と安全で 幸せつなぐ年末年始」

謹んで新年の  
お慶びを申し上げます

本年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます

(一社) 松本労働基準協会 役職員一同



松本労働基準監督署・一般社団法人 松本労働基準協会  
ハローワーク松本・ハローワーク本管福島・中部地区派遣協議会



松本労働基準監督署・一般社団法人 松本労働基準協会  
ハローワーク松本・ハローワーク本管福島



## 目次

年頭のご挨拶	2
令和5年度 冬季安全衛生パトロールを実施しました	3
イオンモール松本きらめきコート周知イベント	3

松本労働基準監督署の滑らない話	4-7
各種講習会のお知らせ	8
新入社員に対する安全衛生教育について	8

# 年頭のご挨拶



一般社団法人  
松本労働基準協会  
会長 伊藤 直樹

謹んで新春のお祝いを申し上げます。旧年中は当協会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、中東地域で新たな紛争が勃発するなど、世界情勢が緊迫を増す出来事もありましたが、国内では5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行し、以前の活気に満ちた生活が取り戻せるようになったとともに、野球界や棋界などでいくつかの歴史的な快挙が達成されるなど、次代を担う若者の目覚ましい活躍が人々に感動を与えた年となりました。

このような中で、県内の経済動向については、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があるものの、各種政策の効果もあって、総括的には持ち直しているという判断が長野財務事務所から示されました。新しい年に向けた今後の先行きについて、景気が更に持ち直していくことが期待される所です。

労働や職場の安全・衛生に目を向けますと、化学物質を原因とした労働災害が後を絶たないことから、「化学物質管理者」の選任の義務化、リスクアセスメント実施の対象となる物質の大幅増加など、事業者による自律的なリスクアセスメント及び化学物質管理に向けた実施体制を確立することが求められています。

また、本年3月には、運送業、建設業をはじめとする労働時間の上限規制の猶予・除外が終わります。時間外労働の上限規制を達成することは、その業界だけでは解決しない問題だと思えます。各業界ともに手を取り合って働きやすい職場環境づくり、働く方々の健康管理を目指していきたいと考えます。

当協会といたしましては、そのような会員の皆様の抱える労務リスクを未然に防ぎ、従業員が生き活きと働ける職場をつくり上げ、健全な経営が継続して行われるよう、会員の皆様とともに引き続き活動してまいります。

具体的には、安全・衛生に係る制度改正の内容周知、各種講習会や主要イベントを通じて、適切かつ的確な情報を発信するとともに、「松本労基協だより」等を活用し会員の皆様が創意工夫されている労働災害防止事例をより多くの会員様へ伝えることにより、労働災害ゼロを目指していきたいと考えています。

本年が、会員の皆様にとりまして、輝く未来へ向けた飛躍の年となることを心よりご祈願申し上げて、年頭のご挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



松本労働基準監督署  
署長 関川 秀泉

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は、伊藤会長をはじめ、一般社団法人松本労働基準協会の会員事業場の皆様には、当署の行政運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、5年余りの猶予期間を終え、「2024年問題」と言われる時間外労働の罰則付き上限規制が今年の4月から建設業や自動車運転業務などに適用されます。

中でもトラックドライバーの運転業務に関しては、単に労働時間の問題にとどまらず、国内の物流に大きな影響を及ぼし、国民生活を脅かすおそれがある「問題」として、マスコミ等で大きく取り上げられていることはご承知のとおりです。

この「問題」については、貴協会におかれても早い段階から重要視していただき、荷主や消費者等より多くの国民に広く協力を求めていくことが必要不可欠であるという認識のもと、昨年10月に松本蟻ヶ崎高校書道部のご協力を得て、書道パフォーマンスのイベントを実施し、その作品をポスター化していただきました。皆様の事業場にはすでに掲示済みとは思いますが、私はこの「問題」に対して「展望」と題した今回の作品が大変気に入っております。「〇〇問題」というと、ともすれば暗く後ろ向きになりがちではありますが、これに対し、あえて「展望」と題して、明るく前向きにとらえていこうとするこの視点、この心意気、このチャレンジ精神こそが個人にとっても、企業にとっても、そして今の日本にとっても必要なことなのだと思います。このポスターは周知啓発のため当署管内のみならず県下全域で活用していますし、さらに全国展開も視野に入れています。

もちろん、もう一作品の「好転」も大変すばらしく、一昨年「進展」と併せると、もはや四文字熟語として後世に語り継いでも差し支えない出来栄で、芸術の域に達していると考えています。ぜひ「進展」「好転」の2作品を並べてご覧いただくとともに、「展望」と併せて「好転」も大いに活用してください。いずれにしましても、イベントをはじめこれら作品のポスター化にあたっては、貴協会には多方面からご尽力いただき感謝しております。

また、一昨年急増し当署最大の課題であった労働災害の防止についても、昨年は減少に転じ、特に死亡災害については現時点で0件となっております。これも、貴協会及び会員事業場の皆様の不断の努力の成果であります。あらためて御礼を申し上げます。ただ、年末年始を含む冬季は労働災害が増加する時期なので、会員事業場の皆様におかれましては、関連企業も含め、引き続き労働災害の防止に向けた取り組みをお願いいたします。

最後となりますが、貴協会及び皆様の企業にとりまして今年がすばらしい年になることをご祈念申し上げまして年頭のあいさつとさせていただきます。



12/5 火

## 令和5年度 冬季安全衛生パトロールを実施しました



当協会の衛生部会及び松本労働基準監督署の合同部隊による冬季安全衛生パトロールを令和5年度年末年始無災害運動実施期間中の12/5（火）に実施しました。

本年は2班2事業所を訪問させていただきました。

結果報告会では

- ①ポスター掲示、社内パトロール実施と無災害運動への取組は良好であった。
- ②社内外の整理整頓が徹底されている。
- ③安全に対する社内の意識が高く、組織がしっかりとしており、きちんと機能している。また一体感もある。
- ④安全衛生管理体制で日ごとのテーマが明確で、それに基づいて行動している。
- ⑤安全衛生会議の定期的開催の厳守及び周知内容が徹底されていた。
- ⑥メンタルヘルス対策についても組織的に行われ休職者が職場復帰された事例があった。
- ⑦創意工夫有り。社内独自で事故の動画を作成し定期的に安全衛生教育時に活用している。
- ⑧物流問題2024年に係る対応が迫られる事業所であったが、数年前から残業時間の対応をしており、現状対応済。
- ⑨作業環境管理では、環境測定結果から改善点を洗い出し、改善している。PDCAが出来ている。

年末のお忙しい中、ご協力をいただきまして誠にありがとうございました。

なお、県内他協会のパトロール結果を含め、令和5年度のパトロール結果総括を別添 A4にて同封いたしましたので社内にて回覧をお願いいたします。

10/22 日

## イオンモール松本きらめきコート（表紙写真）

周知イベントテーマ…① 最低賃金周知について

② 物流問題2024年問題について

松本労働基準監督署と共に、上記周知イベントを長野県松本蟻ヶ崎高校書道部のご協力のもと書道パフォーマンスによる周知活動を盛大に行いました。

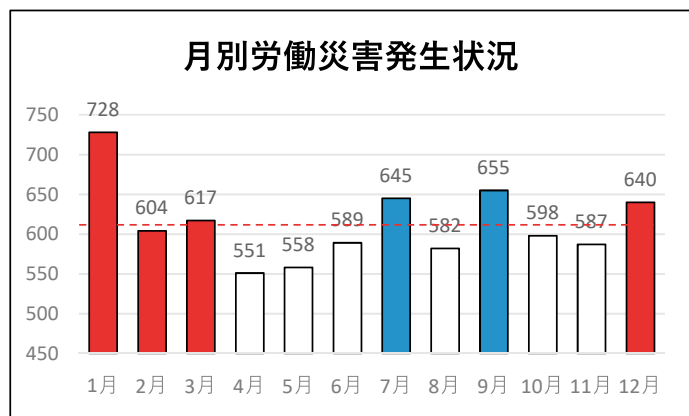
令和元年4月から施行された「働き方改革関連法」で時間外労働時間の上限規制の適用を猶予された事業・業務（自動車運転の業務・建設事業・医師）も令和6年4月から上限規制が適用となります。

当日は多くの方に見ていただくことができました。また当日の「書」はポスターにして協会員全先へ11月中に送付させていただきました。



## ◆1月を中心に冬季間は労働災害が増加します！

松本署管内で過去20年間（平成15年～令和4年）に発生した休業4日以上<sup>※</sup>の労働災害（7354人分、但し新型コロナ関連を除く）を発生月別に集計すると、月平均の被災者数613人に比べ、冬季間（12月～3月）は多発傾向にあります。<sup>※</sup>製造業においては7月・9月も災害多発の傾向があります。

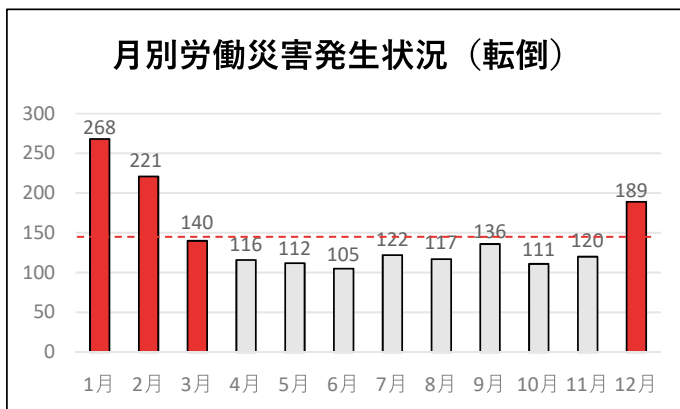


## ◆冬季特有の労働災害といえば「転倒」災害！

冬季間は転倒災害が多発します。

冬季間に発生した全災害2589人のうち818人(31.6%)を転倒災害が占めています。

特に12月～2月は転倒災害の月平均被災者数146人を大きく上回る人数となっており、注意が必要です。



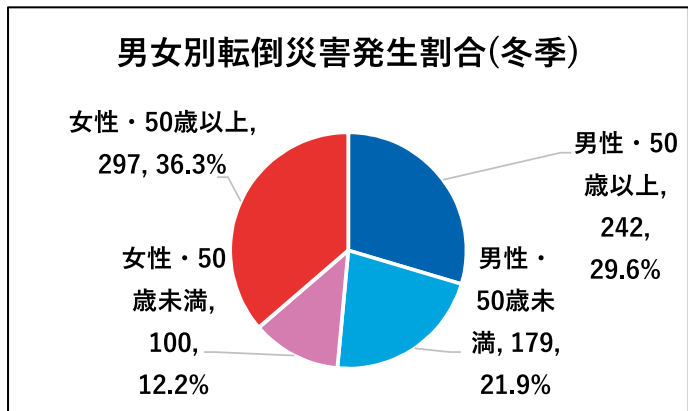
©松本労働基準監督署



## ◆冬季転倒災害は50歳以上の労働者に多発傾向!

冬季における転倒災害では男女ともに50歳以上の労働者の発生割合が増加します。

男性だけでみると、50歳以上労働者の被災割合は57.5%ですが、女性では74.8%と、女性全体の3/4を占めるに至っており、特に50歳以上の女性労働者は転倒災害に、より注意が必要です。



## ◆「たかが転倒」と侮るなかれ!

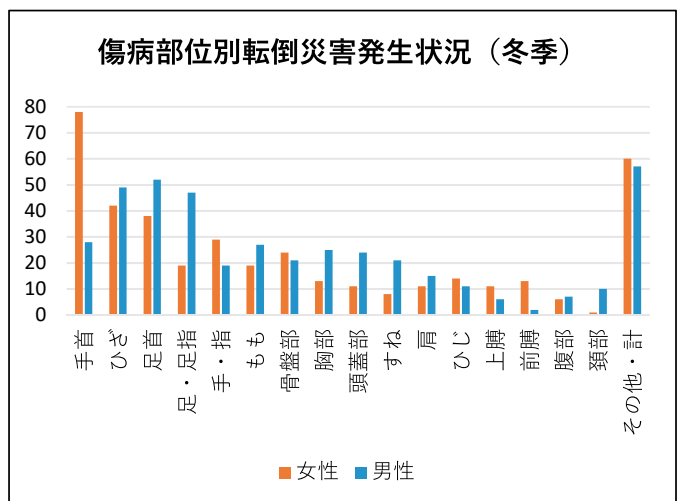
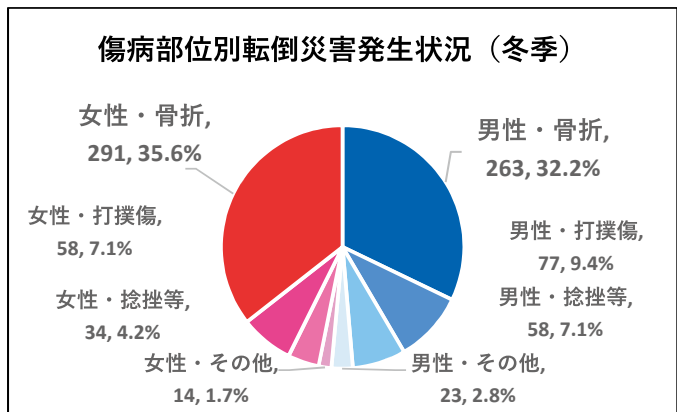
冬季における転倒災害では、男女ともに「骨折」した事例が最も多く、男性のうちの62.4%、女性では73.3%が骨折です。

負傷した部位は、男性は「足首」「ひざ」「足・足指」、女性は「手首」「ひざ」「足首」が目立ちます。

手足を骨折すると2~3カ月の療養を要するケースとなることが多く、仕事のみならず、家庭生活や車の運転等にも支障が生じます。

作業に支障がなければ、手首、ひざ、足首等の「関節」部分に保護サポーターやプロテクター等を装着することで、万が一に転倒し「骨折」

したかもしれない場面であっても「打撲」や「捻挫」等で済むよう傷病程度を低減させる対策も有効です。



## ◆冬季転倒災害防止には「すべり」対策が重要!

①駐車場内や通用口付近等での転倒が目立ちます。これらの場所はこまめに除雪しましょう。特に凍結しやすい通路には融雪マット等の設置や、防滑塗装を施すことも効果的です。また、駐車場から事業場施設まで、ほんのわずかな距離であっても、滑りにくい靴を履いて移動する等の対策が大切です。

©松本労働基準監督署



②暗い通路には照明器具を設置するようにしましょう。暗い場所を通行する人は懐中電灯等を携行するのもよいでしょう。

③「配達」「送迎」等の屋外型業務では、担当労働者に膝・肘パットを着用させる等の二次的な対策も検討してください。

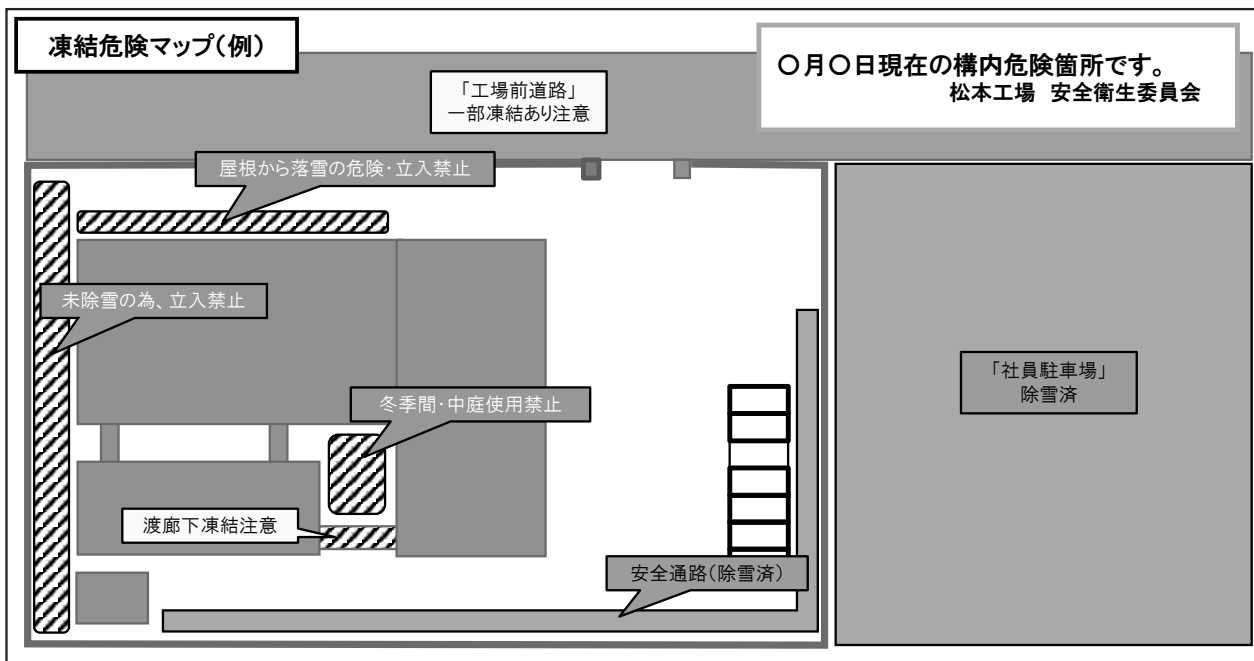
④トレッキングシューズのように溝が深くても靴底の固いものは凍結路面では滑りやすい場合があります。冬の靴選びは、溝の深さだけでなく、柔らかい靴底であることが重要です。

⑤大雪や低温等の悪天候が予想されるときは、出勤時間を遅くする、退勤時間を早める等の対応により、労働者が安全に通勤できるよう配慮しましょう。

©松本労働基準監督署



事業所の敷地内などにおける凍結等危険箇所について周知を図りましょう!





会社と従業員で  
**~OneSoul~**  
 転倒防止へ!!

松本山雅 FC  
 のクラブカラーと  
 労働安全衛生  
 のイメージカラーはともに  
**緑**です

松本山雅FC  
 オフィシャルマスコット  
**ガンズくん**



# 冬季災害防止運動推進中

(~3月)

- 期間中における 3つのポイント**
- ① 転倒災害の防止 (例:凍結防止、雪ににくい靴)
  - ② 交通事故の防止 (例:冬用タイヤの早め換装・前輪の点検)
  - ③ 除雪時等の災害防止 (例:凍結防止剤の適正使用)

詳しい情報・対策の  
 ポイントはこちら



「冬季労働災害防止特設コーナー」

## 無事に帰す そして 無事に帰る



## 各種講習会のお知らせ（令和6年1月～3月）

- 受付中の講習会については、(一社)松本労働基準協会のホームページをご覧ください。
- 受付開始日のお申込みについては、朝8時30分からのFAXのみ受付させていただきます、先着順となります。

期 日	講習会の名称	申込開始日等	場 所	
1月	11日	金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習	受付終了	松本安全衛生センター
	16～17日	衛生管理者能力向上教育(初任時教育)	受付中	松本安全衛生センター
	22～23日	安全衛生推進者養成講習	受付中	松本安全衛生センター
	24日	安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	受付中	松本安全衛生センター
	29日	有機溶剤作業主任者能力向上教育	受付中	松本安全衛生センター
	30～31日	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	受付中	松本安全衛生センター
2月	2日	特定化学物質作業主任者能力向上教育	受付中	松本安全衛生センター
	5日	建設業における職長・安全衛生責任者能力向上教育(再教育)	受付中	ポリテクセンター松本
	6～7日	職長教育(製造業等)	受付中	松本安全衛生センター
	8～9日	化学物質管理者講習(製造事業場向け)	受付中	松本安全衛生センター
	14～16日	アーク溶接特別教育	受付中	ポリテクセンター松本
	19～21日	玉掛け技能講習	受付中	松本安全衛生センター ふれあい技能センター
	22日	保護具着用管理責任者教育	受付中	松本安全衛生センター
	26～27日	動力プレス金属調整等特別教育	受付中	ポリテクセンター松本
28日	化学物質管理者講習(取扱い事業場向け)	受付中	松本安全衛生センター	
3月	5～7日	小型移動式クレーン運転技能講習	受付中	ふれあい技能センター
	11～12日	石綿作業主任者技能講習	受付中	松本安全衛生センター
	13～15日	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	受付中	松本安全衛生センター
	21～22日	有機溶剤作業主任者技能講習	2/1より受付	松本安全衛生センター

※主催団体の都合で、中止や日程の変更、定員が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。  
 ※上記講習会につきましては、令和5年11月30日現在の情報に基づき作成しております。締め切りとなっている講習会もございますので、ご了承ください。

## 新入社員に対する安全衛生教育について

令和6年4月8日(月)・9日(火)・10日(水) 開催予定

### 「雇入れ時、作業内容変更時の教育」

(労働者を雇い入れたとき、作業内容を変更したときに実施(労働安全衛生法第59条1項、2項))

雇入れ時におこなう安全衛生教育の対象者は、常時・臨時・日雇いなどの雇用形態を問わず全ての労働者です。パートやアルバイト、外国人などに対して安全衛生教育を実施していない事業場が多いので、漏れのないよう気を付けましょう。